

# 静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 平成30年6月25日(月)午後3時～午後5時

2 場 所 静岡家庭裁判所会議室

3 出席者

(委員)

和泉英己，小林道生，佐藤信行，佐橋菊代，関典子，築地茂，村上直人，山本清明，  
(以上学識経験者)，渥美利之，大多和暁(以上弁護士)，近藤宏子，藤井聖悟(以上  
裁判官)

(説明担当者)

葛西法子(首席書記官)，服部康治(家事訟廷管理官)，鷺津健(主任書記官)

(庶務)

山内清香(総務課長)，間邊宏(総務課課長補佐)

4 議事内容等

- (1) 新任委員5名から自己紹介があった。
- (2) 各委員からの意見も聴取した上で，家庭裁判所委員会規則に基づき，近藤宏子委員が委員長代理に指名された。
- (3) 今回のテーマである「成年後見制度について」について，葛西首席書記官，服部家事訟廷管理官及び鷺津主任書記官から，成年後見制度と家庭裁判所の役割，成年後見制度を取り巻く情勢及び成年後見制度利用促進基本計画について説明があり，委員それぞれの立場から，成年後見制度の周知・浸透状況，家裁の不正防止の取組及び成年後見制度の利用促進について意見等を頂きたいと説明があった上で，各委員から次のような意見等が述べられた(○は家裁委員の発言，●は説明担当者の説明である。)
  - 成年後見制度について，どのような周知を行っているのか。
  - 静岡家庭裁判所ウェブサイト内に「後見ガイド」を開設しているほか，成年後見制度

に関するパンフレットを専門職団体と呼ばれる弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の関係機関に配布している。また、最高裁判所ホームページでは、「成年後見関係事件の概況」を掲載したり、成年後見制度に関する動画を配信している。

- 一般的な言葉の意味は知っていたが、自分の家族の状況を考えながら説明を聞いていた。どんな家族が、どんな状況になったときに成年後見制度がどのように活躍するかといった情報をもっと一般に伝わればよいと思う。それは報道機関の役割かも知れないが、何かサジェスションをすることで反映されるのではないか。
- 成年後見制度利用促進基本計画の中には広報活動もある。家庭裁判所としても、関係機関と協議しながら有効な広報活動を検討していきたいと思うので、今後ともご協力いただきたい。
- 友人のSNS等を通じて成年後見制度については知っていた。利用率が上がっていないということだが、財産を持っている人もいれば、持っていない人もおり、一概に利用率が上がればよいというわけではないと思う。不正については、かなりショッキングな数字もあるが、一時期マスメディアでも取り上げられていたと思う。周囲の人がどういった形で不正を防止、予防できるのかを周知してもらいたい。
- 成年後見制度ができたのは約20年前だったと思うが、それまでの禁治産や準禁治産といった制度は敷居の高い制度だった。成年後見制度は、最初のころは精神鑑定の件数も多かったが、最近は申立件数のこともあり、鑑定する件数は少ないと思う。急に件数が増えているので、きちんと支えられるだけのインフラがあるのか心配である。また、精神疾患による成年後見制度の利用もあるが、金が自由にならないという不平を言う患者も結構多いため、大変だと思う。
- 申立人と本人との関係において、子の申立てが一番多いにも関わらず、後見人と本人の関係において、専門職後見人の割合が高く、親族後見人の割合が減少している一番大きな原因は何か。
- 一言では説明しにくいですが、申立権者が親族であるので、親族の申立てが多いということはある。後見人に専門職が多いのは、社会情勢が密接に関係していると言われてい

る。三世帯同居から核家族化が進んでいることや遺産分割の前哨戦として、親族間の対立が起こり、一方の親族を後見人とすることができないこと、法律的な紛争をはらんでいる場合があること、一定額以上の財産を所有している場合に専門職後見人を選任する場合があること等の理由により、以前は親族後見人が多かったが、それが逆転して専門職後見人が多くなっている。この状況に対し、利用しやすさとの調和ということで、これを見直すという動きもある。

○ 弁護士から見た実情であるが、本人が明確に意思表示できる状態にないということで相談に来る方に対しては、成年後見制度を紹介している。その場合、多くは本人と一緒に生活している親族が相談に来て、自分が後見人になりたいと言うが、その親族から話を聞くと、他の親族の同意を得ていないと言うので、あなたを後見人候補者として後見申立てをするが、裁判所は他の親族に連絡をしてその意思を確認することとなり、その親族から反対の意見が出ると後見人になることは基本的には難しいと説明している。これが先ほどの説明担当者から説明があった例のことであるが、後見人に対して苦情を言って来て争いになることが予想される場合、公平な第三者が選任されることになる。専門職の場合、司法書士と弁護士が多いが、司法書士の方が多い。これは、過去に弁護士が後見人に選任されることについて必ずしも積極的とまではいえなかったところがあり、後見人になると、親族や病院等との対応など難しい業務もしなければならず、それが本人が亡くなるまで続くのに対し、報酬が業務に必ずしも見合っていないのではないかという考え方もあったからである。この状況において、司法書士が名乗りを上げたわけである。親族の誰が後見人になるということでもめる場合もあるし、第三者になっただけで、それぞれの親族が後見人に要望を出して、後見人が板挟みになってしまうのが実態である。成年後見制度が十分に機能しているかという視点では、親族側からすると不便だと感じると思われる。

○ いろいろな事例はあるが、親が年金を受給し、その子どもの収入が十分でない場合、親の財政に頼ることになるが、その場合、親の了解のもとに使っていた金が後見申立てをすると使えなくなるので、後見申立てに至らないことは結構ある。しかし、成年後見制度が本当に必要な人が増えてきているので、利用促進自体は進めていかないといけな

いと思う。

- 成年後見制度は財産管理にメリットがあるが、意思決定支援や身上監護においてどれだけメリットがあるのか周知されているのか。財産を持っていない人には関係ない制度と思われている可能性もあるので、そういった点も含めて周知した方がよい。また、補助や保佐があまり使われておらず、本人の状況が悪化してから後見申立てがされるということだが、補助や保佐の段階を踏んで利用してもらえるような周知を考えてはどうか。
- 後見制度支援信託の利用状況について、平成29年度の件数が減っているが、何か理由があるのか。
- 正確な理由は分からないが、これまでに一定のピークを迎え、平成29年度の件数が少なくなったと思われる。
- 支援信託そのものは以前からあり、不正の防止と利用のしやすさの調和の観点から、支援信託の利用に裁判所として取り組んできた。そういった働きかけにより、平成28年度までに増えたと思われるが、毎年対象となる本人がいるわけではないし、対象となる本人数が増減したというものでもないと思われる。
- 市民後見人養成講座を行っているとのことだが、市民後見人に対してお願いする側の意識が醸成されていないと感じる。他人に財産管理をお願いすることへの抵抗があるという話も聞いている。利用しやすさの点について、切羽詰まった段階よりも前に、早めに制度を利用してもらい、補助や保佐の段階から利用してもらえるようになればよいと思う。周知については、本人の子ども側に対する周知や金融機関から紹介してもらうことも考えられるし、日本では信託そのものもまだまだ周知されていないので、そちらも周知する必要があると思う。
- 地域連携ネットワークのイメージに家庭裁判所が組み込まれているところ、家庭裁判所の機能を地域の中で果たしていくためには、広い静岡県では支部や家庭裁判所出張所の機能強化をしていく必要があると思うが、これは難しいのか。
- ご指摘のとおりであり、小さい場所では配置されている職員数が少なく、市民後見人養成講座の講師派遣は体制的に厳しい。そこで、静岡家庭裁判所では、月1回全支部と

新たな運用も含め意見交換をテレビ会議で行っているほか、市民後見人養成講座の講師の派遣を本庁から行っている。しかし、人数に限りがあり、静岡全部に均等に情報提供したり、協力することは難しいため、課題だと認識している。

- 成年後見制度そのものについて、全国の中での静岡県の位置づけ、件数の多い少ない等はどうなっているのか。また、任意後見の利用はあまり進んでいないのか。空き家の問題と同様に、子どもが少なくなっていけば、何らかの社会制度を利用せざるを得ないと思うが、地域が家庭の代わりになるのは難しいと思うので、任意後見になるのではないか。任意後見が進んでいないとすると、自分の判断能力が衰えることを考えていないのか、自分で意思決定ができなくなることを意識して国民が動いていないということになると思う。
- 1点目の全国の中での静岡県の位置づけであるが、申立件数で見ると、全国で9番目くらいに多い。2点目の任意後見であるが、公証役場での契約件数は増えているかも知れないが、家庭裁判所では実態は分からない。
- 1点目について補足すると、静岡県の人口は全国で九、十番目だったと思うので、それに見合うものと思われる。
- 地域連携ネットワークの中で、家庭裁判所はどのような役割を担うのか。
- 個人的な感想であるが、家庭裁判所は司法機関であるので、ネットワークに入らず、少し離れた関係になると思う。ただ、地域連携ネットワークと中核機関とは密接に連携することになるので、役割分担をし、必要な情報をお互いに提供しあう関係と考えている。
- 家庭裁判所は後見人を選任する機関であるから、関わっていかざるを得ないと思うが、行政機関の方で構築していき、家庭裁判所として本来の機能を果たすことができるようにする必要があると思う。そうすると、行政機関に家庭裁判所のことを分かってもらうことや行政機関を通じて国民に裁判所のことを分かってもらうという役割、位置づけになるのではないかと思う。

## 5 次回テーマ及び期日

今回は、子の福祉の実現を目指した調停運営について取り上げることになったが、期日

は、追って調整することとなった。